

新

P1

令和8・9年度
入札参加資格審査申請の手引き
(県内建設業者用)

令和8年3月
(第3版)

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課

旧

P1

令和8・9年度
入札参加資格審査申請の手引き
(県内建設業者用)

令和7年12月
(第2版)

和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 技術調査課

- (9) 大規模災害時の応急対策業務の取組の有無
和歌山県知事又は和歌山県内市町村と団体が大規模災害協定を締結している場合、申請者がその団体に加入し、協定の中で大規模災害時の応急対策業務に一定の役割を果たすことに同意する証明書の原本（加入団体発行のもので、審査基準日時点に加入していることを証明したもの）
- (10) ISO9000 シリーズの認証取得の有無
登録証等の写し
- (11) ISO14000 シリーズの認証取得の有無
登録証等の写し
- (12) エコアクション 21 の認証取得の有無
認証・登録証等の写し
- (13) 産業廃棄物の処理体制の有無
次に示す書面のうち該当するもの
○ 産業廃棄物処分業許可証の写し
○ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
○ 建設廃棄物処理委託契約書の写し（ただし、処分に係るものに限る）
【期間】別表 1 12・4 参照
- (14) 建設キャリアアップシステム登録者数の有無
○ 様式第 3 号に記載した者の、一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録されていることを証する書面（建設キャリアアップカード、能力評価結果通知書等）の写し
- (15) 建設業労働災害防止協会の会員である場合
審査基準日において申請者がその団体の会員であることの証明書の原本（加入団体発行のもの）
- (16) 常時雇用者の確保
【様式第 6 号】、【様式第 7 号】に記載された者を常勤で雇用していることを確認するため、14 ページ『3 常勤確認書類の a から d までのいずれか 1 組』
- (17) 常時雇用者の確保
各対象区分に該当する者を確認するための次に示す書面
○ 若年者又は女性職員（下記のうちいずれか 1 つ）
・ 建設キャリアアップシステムにおける技能者情報（帳票 1-1）
・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
・ 健康保険・厚生年金保険被保険者証標準報酬決定（改定）通知書の写し
※ 常勤確認書類として提出済みの場合には省略できる。
○ ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）（下記のうちいずれか 1 つ）
・ 児童扶養手当証書
・ ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証
・ 民生委員の証明書

- (9) 大規模災害時の応急対策業務の取組の有無
和歌山県知事又は和歌山県内市町村と団体が大規模災害協定を締結している場合、申請者がその団体に加入し、協定の中で大規模災害時の応急対策業務に一定の役割を果たすことに同意する証明書の原本（加入団体発行のもので、審査基準日時点に加入していることを証明したもの）
- (10) ISO9000 シリーズの認証取得の有無
登録証等の写し
- (11) ISO14000 シリーズの認証取得の有無
登録証等の写し
- (12) エコアクション 21 の認証取得の有無
認証・登録証等の写し
- (13) 産業廃棄物の処理体制の有無
次に示す書面のうち該当するもの
○ 産業廃棄物処分業許可証の写し
○ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
○ 建設廃棄物処理委託契約書の写し（ただし、処分に係るものに限る）
【期間】別表 1 12・4 参照
- (14) 建設キャリアアップシステム登録者数の有無
○ 様式第 3 号に記載した者の、一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録されていることを証する書面（建設キャリアアップカード、能力評価結果通知書等）の写し
- (15) 建設業労働災害防止協会の会員である場合
審査基準日において申請者がその団体の会員であることの証明書の原本（加入団体発行のもの）
- (16) 常時雇用者の確保
【様式第 6 号】、【様式第 7 号】に記載された者を常勤で雇用していることを確認するため、14 ページ『3 常勤確認書類の a から e までのいずれか 1 組』
- (17) 常時雇用者の確保
各対象区分に該当する者を確認するための次に示す書面
○ 若年者又は女性職員（下記のうちいずれか 1 つ）
・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
・ 健康保険・厚生年金保険被保険者証標準報酬決定（改定）通知書の写し
※ 常勤確認書類として提出済みの場合には省略できる。
○ ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）（下記のうちいずれか 1 つ）
・ 児童扶養手当証書
・ ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証
・ 民生委員の証明書

- 保護観察対象者
 - ・ 和歌山保護観察所の発行する証明書¹の写しの提示
(対象者の氏名がわかるもの。)
 - 審査基準日以前 2 年の間に市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者
 - ・ 市町村の発行する直近の市町村民税非課税証明書²の写し。
- (18) 障害者雇用の有無
- 法定義務建設業者（常時雇用者数 40 人以上）については直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの。）又は電子申請の到達確認画面の写し（受付印不要）
 - 非法定義務建設業者については障害者雇用状況調べ（添付書類エ）の原本及び以下の 2 点を添付。
 - 障害者雇用状況調べ（添付書類エ）に記載した方の手帳の写しの提示（氏名と等級（程度）が記載されたもの）
 - 審査基準日時点で雇用していることが分かる書面の写し 14 ページ『3 常勤確認書類の b または c』）の提示
- (19) 建設業関連学科新規卒業生雇用の有無
- 様式第 4 号に記載した新規卒業生職員の卒業証書又は卒業証明書の写し
- ※ 【様式第 6 号】、【様式第 7 号】で添付していない者については、14 ページ『3 常勤確認書類の a から d までのいずれか一組』
- ※ 常勤確認書類で卒業後 1 年未満の間に雇用したことが確認できない場合には確認できる書面（例：標準報酬決定通知書の発行日が卒業後 1 年を越えている場合には加入日が分かる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）等）の写し等）
- (20) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合
和歌山労働局の受付印があるものの写し
- (21) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合
和歌山労働局の受付印があるものの写し
- (22) わかやま健康推進事業所の認定を受けている場合
認定証の写し
- (23) 就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ている場合
労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し
- (24) 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）の有無
受賞者を審査基準日時点で雇用していることがわかる書面の写し
- ※ 【様式第 6 号】、【様式第 7 号】で添付していない者については、14 ページ『3 常勤確認書類の a から d までのいずれか一組』
- (25) 合併等の特別加算の有無

- 保護観察対象者
 - ・ 和歌山保護観察所の発行する証明書¹の写しの提示
(対象者の氏名がわかるもの。)
 - 審査基準日以前 2 年の間に市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者
 - ・ 市町村の発行する直近の市町村民税非課税証明書²の写し。
- (18) 障害者雇用の有無
- 法定義務建設業者（常時雇用者数 40 人以上）については直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの。）又は電子申請の到達確認画面の写し（受付印不要）
 - 非法定義務建設業者については障害者雇用状況調べ（添付書類エ）の原本及び以下の 2 点を添付。
 - 障害者雇用状況調べ（添付書類エ）に記載した方の手帳の写しの提示（氏名と等級（程度）が記載されたもの）
 - 審査基準日時点で雇用していることが分かる書面の写し 14 ページ『3 常勤確認書類の a または b』）の提示
- (19) 建設業関連学科新規卒業生雇用の有無
- 様式第 4 号に記載した新規卒業生職員の卒業証書又は卒業証明書の写し
- ※ 【様式第 6 号】、【様式第 7 号】で添付していない者については、14 ページ『3 常勤確認書類の a から c までのいずれか一組』
- ※ 常勤確認書類で卒業後 1 年未満の間に雇用したことが確認できない場合には確認できる書面（例：標準報酬決定通知書の発行日が卒業後 1 年を越えている場合には加入日が分かる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）等）の写し等）
- (20) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合
和歌山労働局の受付印があるものの写し
- (21) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合
和歌山労働局の受付印があるものの写し
- (22) わかやま健康推進事業所の認定を受けている場合
認定証の写し
- (23) 就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ている場合
労働基準監督署の受付印のある就業規則等の写し
- (24) 優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）の有無
受賞者を審査基準日時点で雇用していることがわかる書面の写し
- ※ 【様式第 6 号】、【様式第 7 号】で添付していない者については、14 ページ『3 常勤確認書類の a から c までのいずれか一組』
- (25) 合併等の特別加算の有無
【期間】別表 1 23 参照

3 常勤確認書類（下記 a から d までのいずれか 1 組）

a 建設キャリアアップシステムに登録している場合
○ 技能者情報（帳票 1-1）※直近のもの
※ 対象者の個人情報わかる部分はマスキング（黒塗り）したうえでご提出ください。

b 社会保険に加入している場合
○ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入された方については、健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書）の写し
※ 事業所整理記号、事業所番号、被保険者整理番号及び基礎年金番号にはマスキング（黒塗り）をしたうえでご提出ください。

c 社会保険に加入していないが雇用保険に加入している場合
○ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
○ 雇用保険被保険者資格喪失届等の写し
※ 両方提出すること。
※ 「短時間」や「パート」等の記載がある場合には正規雇用に切り替えたことを確認できる書面（労働契約書及び労働条件通知書など）を併せて提出すること。
※ 被保険者番号にはマスキング（黒塗り）をしたうえでご提出ください。

d 雇用保険に加入できない場合
○ 審査基準日以前の 6 か月以降の源泉徴収簿又は貸金台帳等の写し
※ 給与が月額 8 万円未満である場合は専従者であることが確認できる書面（直近の確定申告等）
※ 雇用保険に加入できない正当な理由が不明確な場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

※ a から d は、障害者雇用及び建設業関連学科新規卒業者雇用の加点対象となっている者を除き、審査対象の経営事項審査の「技術者名簿（別紙二）」に記載されている者については省略できる。

4 留意事項

審査の対象となる職員

以下の全ての条件を満たす職員を審査の対象とする。

- 書面で常勤（パート、アルバイト、期間を定めた雇用、日雇い等を除く正規雇用を言います。）であることを確認できること。
（常勤確認書類については 14 ページ『3 常勤確認書類の a から d までのいずれか一組』）
- 給与が月額 8 万円以上であること。（専従者は除く。）
- 営業所又は工事現場において、1 か月のうち概ね 15 日以上建設業に關係する業務に従事していること。

※ 労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象外となります。

※ 添付書類である「労働保険料納付証明書」、「社会保険料納入確認書」については、申請者の欄のみ記載したものを入札参加申請時に提出書類と共に提出とし、後日、技術調査課から和歌山労働局、日本年金機構管轄年金事務所にまとめて提

3 常勤確認書類（下記 a から c までのいずれか 1 組）

a 社会保険に加入している場合
○ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入された方については、健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書）の写し
※ 事業所整理記号、事業所番号、被保険者整理番号及び基礎年金番号にはマスキング（黒塗り）をしたうえでご提出ください。

b 社会保険に加入していないが雇用保険に加入している場合
○ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
○ 雇用保険被保険者資格喪失届等の写し
※ 両方提出すること。
※ 「短時間」や「パート」等の記載がある場合には正規雇用に切り替えたことを確認できる書面（労働契約書及び労働条件通知書など）を併せて提出すること。
※ 被保険者番号にはマスキング（黒塗り）をしたうえでご提出ください。

c 雇用保険に加入できない場合
○ 審査基準日以前の 6 か月以降の源泉徴収簿又は貸金台帳等の写し
※ 給与が月額 8 万円未満である場合は専従者であることが確認できる書面（直近の確定申告等）
※ 雇用保険に加入できない正当な理由が不明確な場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

※ a から c は、障害者雇用及び建設業関連学科新規卒業者雇用の加点対象となっている者を除き、審査対象の経営事項審査の「技術者名簿（別紙二）」に記載されている者については省略できる。

4 留意事項

審査の対象となる職員

以下の全ての条件を満たす職員を審査の対象とする。

- 書面で常勤（パート、アルバイト、期間を定めた雇用、日雇い等を除く正規雇用を言います。）であることを確認できること。
（常勤確認書類については 14 ページ『3 常勤確認書類の a から c までのいずれか一組』）
- 給与が月額 8 万円以上であること。（専従者は除く。）
- 営業所又は工事現場において、1 か月のうち概ね 15 日以上建設業に關係する業務に従事していること。

※ 労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象外となります。

※ 添付書類である「労働保険料納付証明書」、「社会保険料納入確認書」については、申請者の欄のみ記載したものを入札参加申請時に提出書類と共に提出とし、後日、技術調査課から和歌山労働局、日本年金機構管轄年金事務所にまとめて提出します。詳細は 36 ページ、39 ページを参照。

※ 和歌山県外の労働局又は年金事務所に納付されている方は、和歌山県で取りまとめできませんので、ご自身で当該労働局又は年金事務所から納付証明書を取得して提出してください。

添付書類

- ◆ エコアクション 21 の認証取得を証明する認証・登録証等の写し

「12 産業廃棄物の処理体制の有無」

審査基準日において下記に該当する場合は対応する数字を、該当しない場合は「0」と記入してください。

- 産業廃棄物処分業の許可を得て処分を行っている場合は「1」を記入してください。
- 産業廃棄物収集運搬業の許可を受けており、かつ産業廃棄物処分業の許可を受けている者と処分に係る委託契約を行っている場合は「2」を記入してください。
【期間】別表 1 12-4 参照
- 審査基準日の前日までの1年間において処分に係る委託契約を行っている場合は「3」を記入してください。
【期間】別表 1 12-4 参照
- 収集運搬業の許可を受けている場合は「4」を記入してください。

添付書類

	「1」	「2」	「3」	「4」
◆ 産業廃棄物処分業許可証の写し	提出	—	—	—
◆ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	—	提出	—	提出
◆ 建設廃棄物処理委託契約書の写し (別表 1 12-4 に該当する期間のうち、代表的なもの1件分) ※ マニフェストは不可	—	提出	提出	—

「13 建設キャリアアップシステム登録者数の有無」

審査基準日において一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステム登録者を常勤で雇用している人数を記入し、雇用していない場合は「0」を記入してください。(雇用している場合は、様式第3号の提出が必要です。)

添付書類

- ◆ 審査基準日時点において常勤で雇用していることが分かる書面の写し (14 ページ『3 常勤確認書類』の a から d までのいずれか一組)
- ※ 審査対象となる経営規模等評価申請書の控えの中の「技術職員名簿 (別紙二)」の写し (知事許可業者は県の受付印のあるもの) に記載されている方は、「技術職員名簿 (別紙二)」の写しを添付することで常勤確認書類を省略できます。

「14 労働災害防止への取組の有無」

審査基準日において建設業労働災害防止協会の会員である場合は「1」を、会員でない場合は「0」を記入してください。

「12 産業廃棄物の処理体制の有無」

審査基準日において下記に該当する場合は対応する数字を、該当しない場合は「0」と記入してください。

- 産業廃棄物処分業の許可を得て処分を行っている場合は「1」を記入してください。
- 産業廃棄物収集運搬業の許可を受けており、かつ産業廃棄物処分業の許可を受けている者と処分に係る委託契約を行っている場合は「2」を記入してください。
【期間】別表 1 12-4 参照
- 審査基準日の前日までの1年間において処分に係る委託契約を行っている場合は「3」を記入してください。
【期間】別表 1 12-4 参照
- 収集運搬業の許可を受けている場合は「4」を記入してください。

添付書類

	「1」	「2」	「3」	「4」
◆ 産業廃棄物処分業許可証の写し	提出	—	—	—
◆ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	—	提出	—	提出
◆ 建設廃棄物処理委託契約書の写し (別表 1 12-4 に該当する期間のうち、代表的なもの1件分) ※ マニフェストは不可	—	提出	提出	—

「13 建設キャリアアップシステム登録者数の有無」

審査基準日において一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステム登録者を常勤で雇用している人数を記入し、雇用していない場合は「0」を記入してください。(雇用している場合は、様式第3号の提出が必要です。)

添付書類

- ◆ 様式第3号に記載した者の、一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録していることを証する書面 (建設キャリアアップカード、能力評価結果通知書等) の写し
- ◆ 審査基準日時点において常勤で雇用していることが分かる書面の写し (14 ページ『3 常勤確認書類』の a から c までのいずれか一組)
- ※ 審査対象となる経営規模等評価申請書の控えの中の「技術職員名簿 (別紙二)」の写し (知事許可業者は県の受付印のあるもの) に記載されている方は、「技術職員名簿 (別紙二)」の写しを添付することで常勤確認書類を省略できます。

「14 労働災害防止への取組の有無」

審査基準日において建設業労働災害防止協会の会員である場合は「1」を、会員でない場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 申請者が会員であることの証明書の原本（加入団体発行のもので、審査基準日時点に加入していることを証明したもの）
- ※ 証明書の作成例を 91 ページに示しています。

「15 常時雇用者の確保」

審査基準日において建設業に従事する職員数を記入してください。

- 「技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）」
- 「職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）」

の 2 つに記入した人数の合計を記入してください。
なお、次の条件を全て満たしている必要があります。

- 書面で常勤（パート、アルバイト、期間を定めた雇用、日雇い等を除く正規雇用をいう。）であることが確認できること（14 ページ『3 常勤確認書類』を参照してください。）
- 給与が月額 8 万円以上であること（専従者は除く。）
- 営業所又は工事現場において、1 か月のうち概ね 15 日以上建設業に関する業務に従事していること

- ※ 労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象外となります。
- ※ 経営事項審査と異なり「6 か月前から雇用していること」は必要ありません。
- ※ 加点の上限は 30 名です。

添付書類

- ◆ 技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）
- ◆ 職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）
- ※ 該当がない場合又は技術職員のみで 30 名以上の場合には提出不要
- ◆ 審査基準日時点において常勤で雇用していることが分かる書面の写し（14 ページ『3 常勤確認書類』の a から d までのいずれか一組）
- ※ 審査対象となる経営規模等評価申請書の控えの中の「技術職員名簿（別紙二）」の写し（知事許可業者は県の受付印のあるもの）に記載されている方は、「技術職員名簿（別紙二）」の写しを添付することで常勤確認書類を省略できます。

「15-2 常時雇用者の確保」

（若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者）

審査基準日において建設業に従事する職員数として、「技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）」及び「職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）」に記載した者のうち、次の対象区分に該当する人数を記入してください。

添付書類

- ◆ 申請者が会員であることの証明書の原本（加入団体発行のもので、審査基準日時点に加入していることを証明したもの）
- ※ 証明書の作成例を 91 ページに示しています。

「15 常時雇用者の確保」

審査基準日において建設業に従事する職員数を記入してください。

- 「技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）」
- 「職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）」

の 2 つに記入した人数の合計を記入してください。
なお、次の条件を全て満たしている必要があります。

- 書面で常勤（パート、アルバイト、期間を定めた雇用、日雇い等を除く正規雇用をいう。）であることが確認できること（14 ページ『3 常勤確認書類』を参照してください。）
- 給与が月額 8 万円以上であること（専従者は除く。）
- 営業所又は工事現場において、1 か月のうち概ね 15 日以上建設業に関する業務に従事していること

- ※ 労働関係法令の規定に違反している場合、審査の対象外となります。
- ※ 経営事項審査と異なり「6 か月前から雇用していること」は必要ありません。
- ※ 加点の上限は 30 名です。

添付書類

- ◆ 技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）
- ◆ 職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）
- ※ 該当がない場合又は技術職員のみで 30 名以上の場合には提出不要
- ◆ 審査基準日時点において常勤で雇用していることが分かる書面の写し（14 ページ『3 常勤確認書類』の a から c までのいずれか一組）
- ※ 審査対象となる経営規模等評価申請書の控えの中の「技術職員名簿（別紙二）」の写し（知事許可業者は県の受付印のあるもの）に記載されている方は、「技術職員名簿（別紙二）」の写しを添付することで常勤確認書類を省略できます。

「15-2 常時雇用者の確保」

（若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者）

審査基準日において建設業に従事する職員数として、「技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）」及び「職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）」に記載した者のうち、次の対象区分に該当する人数を記入してください。

P22

- 若年者（審査基準口において満年齢 35 歳未満の者）
 - 女性職員
 - ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）
 - 保護観察対象者
 - 審査基準口以前 2 年の間に市町村民税が非課税であった者で、審査基準口まで連続して雇用されている者
- ※ 加点の上限は 4 名です。
 ※ 若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者の重複算定は認められません。（1 名で 5 点を超える加点にはなりません。）
 ※ 新たに「技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）」及び「職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）」に記載した者である必要はありません。
 ※ 技術職員以外の職員も対象となります。

添付書類

- ◆ 若年者又は女性職員（いずれか 1 つの写し）
 - ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
 - ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者証標準報酬決定（改定）通知書の写し
- ※ 常勤確認書類として提出済みの場合は省略できます。
 この場合は該当者の生年月日又は性別欄を○で囲む、マーカーで印を付けるなどしてください。（若年者については「技術職員名簿（別紙二）」の写しでも可）
- ◆ ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）（いずれか 1 つの写し）
 - ・ 児童扶養手当証書
 - ・ ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証
 - ・ 民生委員の証明書
- ◆ 保護観察対象者
 - ・ 和歌山保護観察所の発行する証明書の写し（対象者の氏名がわかるもの）を提示してください。なお、この提示書類はその場でお返しします。
- ◆ 審査基準日以前 2 年の間に市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者
 - ・ 市町村の発行する直近の市町村民税非課税証明書の写し

「16 障害者雇用の有無」

審査基準口において次のいずれかに該当する場合には「1」を、しない場合は「0」を記入してください。（詳細は、36 ページを読んで下さい。）

- 法定義務建設業者（常時雇用者数 40 人（令和 8 年 7 月以降は 37.5 人）以上）の場合
 法定雇用率（2.5%（令和 8 年 7 月以降は 2.7%）以上）を達成するために必要な雇用者数に 1 を加えた人数以上雇用しているとき
- 非法定義務建設業者の場合・1 名以上雇用しているとき

P22

- 若年者（審査基準口において満年齢 35 歳未満の者）
 - 女性職員
 - ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）
 - 保護観察対象者
 - 審査基準口以前 2 年の間に市町村民税が非課税であった者で、審査基準口まで連続して雇用されている者
- ※ 加点の上限は 4 名です。
 ※ 若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者の重複算定は認められません。（1 名で 5 点を超える加点にはなりません。）
 ※ 新たに「技術職員・CPD 取得者数一覧表（様式第 6 号）」及び「職員名簿（技術職員以外）（様式第 7 号）」に記載した者である必要はありません。
 ※ 技術職員以外の職員も対象となります。

添付書類

- ◆ 若年者又は女性職員（いずれか 1 つの写し）
 - ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
 - ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者証標準報酬決定（改定）通知書の写し
- ※ 常勤確認書類として提出済みの場合は省略できます。
 この場合は該当者の生年月日又は性別欄を○で囲む、マーカーで印を付けるなどしてください。（若年者については「技術職員名簿（別紙二）」の写しでも可）
- ◆ ひとり親（母子家庭の母又は父子家庭の父）（いずれか 1 つの写し）
 - ・ 児童扶養手当証書
 - ・ ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証
 - ・ 民生委員の証明書
- ◆ 保護観察対象者
 - ・ 和歌山保護観察所の発行する証明書の写し（対象者の氏名がわかるもの）を提示してください。なお、この提示書類はその場でお返しします。
- ◆ 審査基準日以前 2 年の間に市町村民税が非課税であった者で、審査基準日まで連続して雇用されている者
 - ・ 市町村の発行する直近の市町村民税非課税証明書の写し

「16 障害者雇用の有無」

審査基準口において次のいずれかに該当する場合には「1」を、しない場合は「0」を記入してください。（詳細は、36 ページを読んで下さい。）

- 法定義務建設業者（常時雇用者数 40 人以上）の場合・
 法定雇用率（2.5%以上）を達成するために必要な雇用者数に 1 を加えた人数以上雇用しているとき
- 非法定義務建設業者の場合・1 名以上雇用しているとき

添付書類

- ◆ 法定義務建設業者 40 人（令和 8 年 7 月以降は 37.5 人）以上について直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの）
- ※ 電子申請の場合、到達確認画面の写しで代用できます。（受付印不要）
- ◆ 非法定義務建設業者について（手帳の写しはその場でお返しします）
 - ・ 障害者雇用状況調べ（添付書類エ）に記載した方の手帳の写し（氏名と等級（程度）のわかる部分）の提示
 - ・ 審査基準日時点で常勤で雇用していることが分かる書面の写し（14 ページ『3 常勤確認書類』の b又はc）

「17 建設業関連学科新規卒業業者雇用の有無」

44 ページの別表 2 に掲げる学科を修めて卒業した後、1 年未満の間に雇用し、かつ審査基準日まで常勤として連続して雇用している者の人数を記入し、雇用していない場合は「0」を記入してください。（雇用している場合は、様式第 4 号の提出が必要です。）

- 高等学校等を卒業した者を雇用した場合
【期間】別表 1 17-2 参照
- 大学（短期大学、高等専門学校、専修学校を含む。）を卒業した場合
【期間】別表 1 17-3 参照
- ※ 「15-2 常時雇用者の確保（若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者）」との重複が可能です。

添付書類

- ◆ 様式第 4 号に記載した新規卒業業者職員の卒業証書又は卒業証明書の写し
- ◆ 卒業後 1 年未満の間に雇用し、審査基準日まで引き続き常勤で雇用していることが分かる書面（加入日のわかるもの）の写し（14 ページ『3 常勤確認書類』の a から d までのいずれか）

「18 次世代育成支援等への取組の有無」

審査基準日において女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届出を行っている場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届出を行っている場合又は「わかやま健康づくりチャレンジ運動」に登録し、「わかやま健康推進事業所」の認定を受けた場合は「1」を、行っていない場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（和歌山労働局の受付印があるもの）
- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（和歌山労働局

添付書類

- ◆ 法定義務建設業者（常時雇用者数 40 人以上）について直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの）
- ※ 電子申請の場合、到達確認画面の写しで代用できます。（受付印不要）
- ◆ 非法定義務建設業者について（手帳の写しはその場でお返しします）
 - ・ 障害者雇用状況調べ（添付書類エ）に記載した方の手帳の写し（氏名と等級（程度）のわかる部分）の提示
 - ・ 審査基準日時点で常勤で雇用していることが分かる書面の写し（14 ページ『3 常勤確認書類』の a又はb）

「17 建設業関連学科新規卒業業者雇用の有無」

44 ページの別表 2 に掲げる学科を修めて卒業した後、1 年未満の間に雇用し、かつ審査基準日まで常勤として連続して雇用している者の人数を記入し、雇用していない場合は「0」を記入してください。（雇用している場合は、様式第 4 号の提出が必要です。）

- 高等学校等を卒業した者を雇用した場合
【期間】別表 1 17-2 参照
- 大学（短期大学、高等専門学校、専修学校を含む。）を卒業した場合
【期間】別表 1 17-3 参照
- ※ 「15-2 常時雇用者の確保（若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村民税非課税者）」との重複が可能です。

添付書類

- ◆ 様式第 4 号に記載した新規卒業業者職員の卒業証書又は卒業証明書の写し
- ◆ 卒業後 1 年未満の間に雇用し、審査基準日まで引き続き常勤で雇用していることが分かる書面（加入日のわかるもの）の写し（14 ページ『3 常勤確認書類』の a から g までのいずれか）

「18 次世代育成支援等への取組の有無」

審査基準日において女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届出を行っている場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し届出を行っている場合又は「わかやま健康づくりチャレンジ運動」に登録し、「わかやま健康推進事業所」の認定を受けた場合は「1」を、行っていない場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（和歌山労働局の受付印があるもの）
- ◆ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（和歌山労働局

P25

【期間】別表1 21 参照

※ 申請を行おうとする業種で受賞した場合のみ記入してください。

「22 優秀施工者国土交通大臣顕彰の有無」

審査基準Dにおいて過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）を受賞した者を1名以上雇用している場合は「1」を、いない場合は「0」を記入してください。

また、「1」の場合は、下欄に受賞者氏名、受賞職種、受賞時年齢、受賞年度も記入してください。

※ 青年優秀施工者不動産・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）の受賞者は対象となりません。

添付書類

- ◆ 審査基準Dにおいて常勤で雇用していることが分かる書面の写し（14 ページ『3 常勤確認書類』の a から d までのいずれか一組）
- ※ 審査対象となる経営規模等評価申請書の控えの中の「技術職員名簿（別紙二）」の写し（知事許可業者は県の受付印のあるもの）に記載されている方は、「技術職員名簿（別紙二）」の写しを添付することで常勤確認書類を省略できます。

「23 合併等の特別加算の有無」

建設業の許可を受けている者と合併、又は建設業の許可を受けている者から事業譲渡を受けた場合で別に定める基準に該当するときは「1」を、そうでない場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 建設業の許可を受けている者と合併し、又は建設業の許可を受けている者から事業譲渡を受けたことを証明する書面の写し
- ※ 令和 6・7 年度以降に加点を受けている場合で、特別加算の期間が残っている場合、特別加算は継続しますので添付書類は必要ありません。

「24 労働保険の保険料完納の有無」

加入し、未納のある場合は「1」を、適用除外、加入及び完納している場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 労働保険料納付証明書（添付書類オ）及び雇用保険適用事業所設置届事業主控
- ◆ 審査対象となる経営事項審査において労働保険に未加入であったが、その後加入している場合、労働保険関係所轄機関へ届け出た「様式第1号 労働保険 保険関係成立届」の写し

「25 社会保険の保険料完納の有無」

加入し、未納のある場合は「1」を、適用除外、加入及び完納している場合は「0」を記入してください。

P25

てください。

【期間】別表1 21 参照

※ 申請を行おうとする業種で受賞した場合のみ記入してください。

「22 優秀施工者国土交通大臣顕彰の有無」

審査基準Hにおいて過去に優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）を受賞した者を1名以上雇用している場合は「1」を、いない場合は「0」を記入してください。

また、「1」の場合は、下欄に受賞者氏名、受賞職種、受賞時年齢、受賞年度も記入してください。

※ 青年優秀施工者不動産・建設産業局長顕彰（建設ジュニアマスター）の受賞者は対象となりません。

添付書類

- ◆ 審査基準Hにおいて常勤で雇用していることが分かる書面の写し（14 ページ『3 常勤確認書類』の a から c までのいずれか一組）
- ※ 審査対象となる経営規模等評価申請書の控えの中の「技術職員名簿（別紙二）」の写し（知事許可業者は県の受付印のあるもの）に記載されている方は、「技術職員名簿（別紙二）」の写しを添付することで常勤確認書類を省略できます。

「23 合併等の特別加算の有無」

建設業の許可を受けている者と合併、又は建設業の許可を受けている者から事業譲渡を受けた場合で別に定める基準に該当するときは「1」を、そうでない場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 建設業の許可を受けている者と合併し、又は建設業の許可を受けている者から事業譲渡を受けたことを証明する書面の写し
- ※ 令和 6・7 年度以降に加点を受けている場合で、特別加算の期間が残っている場合、特別加算は継続しますので添付書類は必要ありません。

「24 労働保険の保険料完納の有無」

加入し、未納のある場合は「1」を、適用除外、加入及び完納している場合は「0」を記入してください。

添付書類

- ◆ 労働保険料納付証明書（添付書類オ）及び雇用保険適用事業所設置届事業主控
- ◆ 審査対象となる経営事項審査において労働保険に未加入であったが、その後加入している場合、労働保険関係所轄機関へ届け出た「様式第1号 労働保険 保険関係成立届」の写し

「25 社会保険の保険料完納の有無」

加入し、未納のある場合は「1」を、適用除外、加入及び完納している場合は「0」を記入

P29

- 下番号のみを記入してください。
- ※ 例：1級土木施工管理技士と2級土木施工管理技士の資格を両方有している者については、1級土木施工管理技士のコード「113」のみを記入してください。
 - 有資格数が6以上ある場合は、1つ下の行の有資格コードの前の枠内に「+」と記入し、続いて有資格コードを記入してください。
 - 登録基幹技能者の資格を有している場合はコード「064」を記入し、その後の枠において実務経験を有する建設業の種類毎に対応するコードを2桁で記入し括弧でくくってください。
 - ※ 例：登録機械土工基幹技能者の資格を有している者で土木工事業の実務経験を有する者については「064」（「01」）と記入してください。
 - 建設キャリアアップシステム（CCUS）を用いた認定能力評価基準レベル4を得ている場合はコード「704」、同レベル3を得ている場合はコード「703」をそれぞれ記入し、その後の枠において実務経験を有する建設業の種類毎に対応するコードを2桁で記入し括弧でくくってください。
 - ※ 例：認定能力評価基準レベル4を得ている者で土木工事業の実務経験を有する者については「704」（「01」）と記入してください。

④ 「CPD 推奨単位取得」

47 ページの別表4に掲げる団体から推奨単位取得の証明を受けて加点対象としたい方には「1」（上限5人）、加点対象としない方には「0」を記入してください。

⑤ 「証明団体コード」の記入

47 ページの別表4を参照し、記入できる証明団体コードを『1名につき1つ』記入し、その団体からの取得証明書を添付してください。

- ※ 1名につき1団体が上限ですので、1名で複数の団体から取得証明があっても重複算定は行いません。
- ※ この様式第6号において認められる技術職員は、登録基幹技能者又は建設キャリアアップシステム（CCUS）を用いた認定能力評価基準レベル3以上を得ている者を除き、原則、県へ届け出等を行い、登録されている者に限ります。
- ※ 登録方法（監理技術者資格に関する内容含む）については、申請窓口である振興局建設部（海南工事事務所）の総務調整課（海南工事事務所、串本建設部においては総務用地課）へお問い合わせください。

添付書類

- ◆ 基幹技能者講習修了証（該当者のみ）
- ◆ 建設キャリアアップシステムにおける技能者情報（帳票1-1）※直近のもの
又は能力評価結果通知書（該当者のみ）

【様式第7号】職員名簿（技術職員以外）

（該当者がいない場合又は様式第6号に記入した技術職員が30名以上の場合で、「15-2 常時雇用者の確保（若年者、女性職員、ひとり親、保護観察対象者、市町村住民非課税者）」にお

P29

- 同種の資格において、1級と2級の両方を有している等の場合は上位の資格のコード番号のみを記入してください。
- ※ 例：1級土木施工管理技士と2級土木施工管理技士の資格を両方有している者については、1級土木施工管理技士のコード「113」のみを記入してください。
- 有資格数が6以上ある場合は、1つ下の行の有資格コードの前の枠内に「+」と記入し、続いて有資格コードを記入してください。
- 登録基幹技能者の資格を有している場合はコード「064」を記入し、その後の枠において実務経験を有する建設業の種類毎に対応するコードを2桁で記入し括弧でくくってください。
- ※ 例：登録機械土工基幹技能者の資格を有している者で土木工事業の実務経験を有する者については「064」（「01」）と記入してください。
- 建設キャリアアップシステム（CCUS）を用いた認定能力評価基準レベル4を得ている場合はコード「704」、同レベル3を得ている場合はコード「703」をそれぞれ記入し、その後の枠において実務経験を有する建設業の種類毎に対応するコードを2桁で記入し括弧でくくってください。
- ※ 例：認定能力評価基準レベル4を得ている者で土木工事業の実務経験を有する者については「704」（「01」）と記入してください。

④ 「CPD 推奨単位取得」

47 ページの別表4に掲げる団体から推奨単位取得の証明を受けて加点対象としたい方には「1」（上限5人）、加点対象としない方には「0」を記入してください。

⑤ 「証明団体コード」の記入

47 ページの別表4を参照し、記入できる証明団体コードを『1名につき1つ』記入し、その団体からの取得証明書を添付してください。

- ※ 1名につき1団体が上限ですので、1名で複数の団体から取得証明があっても重複算定は行いません。
- ※ この様式第6号において認められる技術職員は、登録基幹技能者又は建設キャリアアップシステム（CCUS）を用いた認定能力評価基準レベル3以上を得ている者を除き、原則、県へ届け出等を行い、登録されている者に限ります。
- ※ 登録方法（監理技術者資格に関する内容含む）については、申請窓口である振興局建設部（海南工事事務所）の総務調整課（海南工事事務所、串本建設部においては総務用地課）へお問い合わせください。

添付書類

- ◆ 基幹技能者講習修了証（該当者のみ）
- ◆ 能力評価結果通知書（該当者のみ）
~~※建設キャリアアップカードは、レベルの記載がないため添付書類としてご利用いただけません。~~

【様式第7号】職員名簿（技術職員以外）

（該当者がいない場合又は様式第6号に記入した技術職員が30名以上の場合で、「15-2 常

P36

- 「雇用」とは
社会保険又は雇用保険に加入している方です。
- ※ 個人事業主や法人の代表者は除きます。（法人の役員のうち代表者以外の役員は対象となります。また、職員であっても、社会保険や雇用保険に加入していない方は対象にはなりません。）
- 「障害者雇用状況報告書」とは
法定雇用障害者数が1人以上となる、すなわち常用労働者数が40人以上の事業主が、毎年、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に関する状況の報告を、主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所の長に対して行う際の報告書です。

【添付書類エ】「障害者雇用状況調べ（非法定義務建設業者用）」

- (1) 「主たる営業所の所在地」「商号又は名称」
様式第1号の「商号又は名称」と同じです。
- (2) 「代表者役職氏名」
法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。
- (3) 「所有している手帳」等
該当するものに印をつけて下さい。

提示書類

- ◆ 障害者雇用状況調べに記載した方の、手帳の写し（氏名と等級（程度）のわかる部分）
- ◆ 審査基準口時点で雇用していることが分かる書面の写し（14ページ『3 常勤確認書類』の**b又はc**のいずれか）
- ※ これらの提示書類はその場でお返しします。
- ※ 法定義務建設業者（常時雇用者数40人以上）については、この用紙を使用せずに、直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの）又は電子申請の到達確認画面の写し（受付印不要）を提出してください。

第18 労働保険料納付証明書について

入札参加資格審査申請に必要な「労働保険料納付証明書」の提出方法については、以下の方法により提出してください。

- 86ページの記載例を参考に、必要事項を記載し、記名した書面を、入札参加資格審査申請時に、雇用保険適用事業所設置届事業主控（写し）とともに**1部**を提出してください。後日、技術調査課から和歌山労働局にまとめて提出します。
- ※ 雇用保険適用事業所設置届事業主控を紛失した場合は、所管のハローワークで再発行することができます。
- ※ 和歌山県外の労働局に保険料を納付している方は、和歌山県で取りまとめできません

P36

- 「雇用」とは
社会保険又は雇用保険に加入している方です。
- ※ 個人事業主や法人の代表者は除きます。（法人の役員のうち代表者以外の役員は対象となります。また、職員であっても、社会保険や雇用保険に加入していない方は対象にはなりません。）
- 「障害者雇用状況報告書」とは
法定雇用障害者数が1人以上となる、すなわち常用労働者数が40人以上の事業主が、毎年、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に関する状況の報告を、主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所の長に対して行う際の報告書です。

【添付書類エ】「障害者雇用状況調べ（非法定義務建設業者用）」

- (1) 「主たる営業所の所在地」「商号又は名称」
様式第1号の「商号又は名称」と同じです。
- (2) 「代表者役職氏名」
法人の場合は役職名と氏名の両方を記入し、個人の場合は氏名のみを記入してください。
- (3) 「所有している手帳」等
該当するものに印をつけて下さい。

提示書類

- ◆ 障害者雇用状況調べに記載した方の、手帳の写し（氏名と等級（程度）のわかる部分）
- ◆ 審査基準口時点で雇用していることが分かる書面の写し（14ページ『3 常勤確認書類』の**a又はb**のいずれか）
- ※ これらの提示書類はその場でお返しします。
- ※ 法定義務建設業者（常時雇用者数40人以上）については、この用紙を使用せずに、直近の障害者雇用状況報告書の写し（管轄公共職業安定所の確認印（受付印）のあるもの）又は電子申請の到達確認画面の写し（受付印不要）を提出してください。

第18 労働保険料納付証明書について

入札参加資格審査申請に必要な「労働保険料納付証明書」の提出方法については、以下の方法により提出してください。

- 86ページの記載例を参考に、必要事項を記載し、記名した書面を、入札参加資格審査申請時に、雇用保険適用事業所設置届事業主控（写し）とともに**1部**を提出してください。後日、技術調査課から和歌山労働局にまとめて提出します。
- ※ 雇用保険適用事業所設置届事業主控を紛失した場合は、所管のハローワークで再発行することができます。
- ※ 和歌山県外の労働局に保険料を納付している方は、和歌山県で取りまとめできません

P86

添付書類工

障害者雇用状況調べ(非法定義務建設業者用)

令和 年 月 日

和歌山県知事 様
(県土整備部 技術調査課)

商号又は名称

代表者役職氏名

許可番号 大臣・知事コード 第 号

下記事項について、相違ありません。

記

該当するものに印を付けてください。

所有している手帳	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
手帳に記載している障害の等級又は程度	1級 2級 3級 4級 5級 6級	A1 A2 B1 B2	1級 2級 3級
社会保険加入の有無	有		無
雇用保険加入の有無	有		無
役職等	<個人の場合> 職員 <法人の場合> 職員		使用人 役員等(雇用関係にある者)
主たる従事場所	主に現場		主に事務所内

【提示書類】(確認後、返却)
当該様式に記載した方の、手帳の写し(氏名と等級(程度)の記載箇所)

【添付書類】
審査基準日において雇用していることが分かる書面の写し
※法定義務建設業者(常時雇用者数40人(令和8年7月以降は37.5人)以上)については、この用紙を使用せずに、障害者雇用状況報告書の写し(管轄公共職業安定所の確認印(受付印)のあるもの)と到着確認画面を提出してください。
※上記の表には、1名に対する状況を記載してください。
※この書類は、入札参加資格審査の資料以外の他の目的には利用しません。

P36

添付書類工

障害者雇用状況調べ(非法定義務建設業者用)

令和 年 月 日

和歌山県知事 様
(県土整備部 技術調査課)

商号又は名称

代表者役職氏名

許可番号 大臣・知事コード 第 号

下記事項について、相違ありません。

記

該当するものに印を付けてください。

所有している手帳	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
手帳に記載している障害の等級又は程度	1級 2級 3級 4級 5級 6級	A1 A2 B1 B2	1級 2級 3級
社会保険加入の有無	有		無
雇用保険加入の有無	有		無
役職等	<個人の場合> 職員 <法人の場合> 職員		使用人 役員等(雇用関係にある者)
主たる従事場所	主に現場		主に事務所内

【提示書類】(確認後、返却)
当該様式に記載した方の、手帳の写し(氏名と等級(程度)の記載箇所)

【添付書類】
審査基準日において雇用していることが分かる書面の写し
※法定義務建設業者(常時雇用者数40人以上)については、この用紙を使用せずに、障害者雇用状況報告書の写し(管轄公共職業安定所の確認印(受付印)のあるもの)と到着確認画面を提出してください。
※上記の表には、1名に対する状況を記載してください。
※この書類は、入札参加資格審査の資料以外の他の目的には利用しません。

P92

提出書類チェックリスト

(書類提出前の出し忘れのチェック用です。詳細は該当ページをご覧ください。)

1 申請書

分類	様式名	備考
必須	【様式第 1 号】入札参加資格審査申請書	3 部作成。
必須	【様式第 2 号】地方基準点数等一覧表	(2 部提出、
該当者のみ	【様式第 3 号】建設キャリアアップシステム登録者一覧表	1 部は
該当者のみ	【様式第 4 号】建設業関連学科新規卒業業者雇用一覧表	申請者用控)
必須	【様式第 6 号】技術職員・CPD 取得者数一覧表	
該当者のみ	【様式第 7 号】職員名簿 (技術職員以外)	
該当者のみ	【様式第 8 号】大規模災害時の応急対策業務取組一覧表	
必須	【様式第 10 号】資本・人的関係のある関連業者届出調査書	

2 重機・資材・緊急対応様式集

分類	様式名	備考
該当者のみ	【様式第 9 号の 1】確約書兼誓約書	3 部作成。
該当者のみ	【様式第 9 号の 2】災害時等対応重機及び運転者調査書	(2 部提出、
該当者のみ	【様式第 9 号の 3】災害時対応仮設資材調査書	1 部は 申請者用控)

3 添付書類

分類	様式名	備考
必須	【添付書類ア】同意書	1 部のみ
必須	【添付書類イの 1】暴力団排除に関する誓約書	
必須	総合評定値通知書の写し	
必須	【添付書類キ】 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書	申請者 用控え が必要 な場合 更には 1 部 作成。
必須	消費税及び地方消費税の納税証明書	
該当者のみ	【添付書類ウの 1】独占禁止法遵守のための研修の実施報告書	
該当者のみ	独占禁止法遵守マニュアル	
該当者のみ	【添付書類ウの 2】独占禁止法遵守マニュアルに関する誓約書	
該当者のみ	不当要求防止責任者講習受講修了書の写し	
該当者のみ	大規模災害時応急対策業務取組 (防災協定) の証明書	
該当者のみ	ISO9000 の登録証の写し	
該当者のみ	ISO14000 の登録証の写し	
該当者のみ	エコアクション 21 の認証・登録証の写し	
該当者のみ	産業廃棄物処分業許可証の写し	
該当者のみ	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	
該当者のみ	産業廃棄物処理委託契約書の写し	
該当者のみ	建設キャリアアップシステムにおける技能者情報 (帳票 1-1) ※直近のもの	
該当者のみ	建設業労働災害防止協会の加入証明書	
該当者のみ	【添付書類エ】障害者雇用状況調べ (非法定義務建設業者用)	
該当者のみ	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用) の写し、又は健康保険・厚生年金保険被保険者証標準報酬決定 (改定) 通知書の写し	
該当者のみ	児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者	

P92

提出書類チェックリスト

(書類提出前の出し忘れのチェック用です。詳細は該当ページをご覧ください。)

1 申請書

分類	様式名	備考
必須	【様式第 1 号】入札参加資格審査申請書	3 部作成。
必須	【様式第 2 号】地方基準点数等一覧表	(2 部提出、
該当者のみ	【様式第 3 号】建設キャリアアップシステム登録者一覧表	1 部は
該当者のみ	【様式第 4 号】建設業関連学科新規卒業業者雇用一覧表	申請者用控)
必須	【様式第 6 号】技術職員・CPD 取得者数一覧表	
該当者のみ	【様式第 7 号】職員名簿 (技術職員以外)	
該当者のみ	【様式第 8 号】大規模災害時の応急対策業務取組一覧表	
必須	【様式第 10 号】資本・人的関係のある関連業者届出調査書	

2 重機・資材・緊急対応様式集

分類	様式名	備考
該当者のみ	【様式第 9 号の 1】確約書兼誓約書	3 部作成。
該当者のみ	【様式第 9 号の 2】災害時等対応重機及び運転者調査書	(2 部提出、
該当者のみ	【様式第 9 号の 3】災害時対応仮設資材調査書	1 部は 申請者用控)

3 添付書類

分類	様式名	備考
必須	【添付書類ア】同意書	1 部のみ
必須	【添付書類イの 1】暴力団排除に関する誓約書	
必須	総合評定値通知書の写し	
必須	【添付書類キ】 和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書	申請者 用控え が必要 な場合 更には 1 部 作成。
必須	消費税及び地方消費税の納税証明書	
該当者のみ	【添付書類ウの 1】独占禁止法遵守のための研修の実施報告書	
該当者のみ	独占禁止法遵守マニュアル	
該当者のみ	【添付書類ウの 2】独占禁止法遵守マニュアルに関する誓約書	
該当者のみ	不当要求防止責任者講習受講修了書の写し	
該当者のみ	大規模災害時応急対策業務取組 (防災協定) の証明書	
該当者のみ	ISO9000 の登録証の写し	
該当者のみ	ISO14000 の登録証の写し	
該当者のみ	エコアクション 21 の認証・登録証の写し	
該当者のみ	産業廃棄物処分業許可証の写し	
該当者のみ	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	
該当者のみ	産業廃棄物処理委託契約書の写し	
該当者のみ	建設キャリアアップカードの写し又は能力評価結果通知書等	
該当者のみ	建設業労働災害防止協会の加入証明書	
該当者のみ	【添付書類エ】障害者雇用状況調べ (非法定義務建設業者用)	
該当者のみ	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 (事業主通知用) の写し、又は健康保険・厚生年金保険被保険者証標準報酬決定 (改定) 通知書の写し	
該当者のみ	児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者証、民生委員の証明書のうちいずれか 1 つの写し	